

令和7年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年9月18日（木曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 森澤 文王	8番 村田 桂子	9番 榎本 真弓
10番 今井 清	11番 村松 浩喜	12番 今井 英昭

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明 町民課長 萩原義行 企画課長 市川 偉
教育次長 羽場厚子 建設環境課長 羽場雅敏
産業振興課長 篠原英男 会計管理者 櫻井千佳
庶務係長 市川 理 代表監査委員 関 淳

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁 書記 伊藤百合子

散会 午後4時18分

議長（今井英昭君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となります。現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに9月18日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第42号～日程第16 陳情第4号

議長（今井英昭君） 日程第1 議案第42号 立科町高齢者福祉基金条例制定についてから、日程第16 陳情第4号 消費税減税を求める陳情までの16件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。芝間教男総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 5番、芝間です。それでは、総務経済常任委員会審査について報告申し上げます。

1番、付託案件については、2番の審査経過の中で申し上げます。

2番、審査経過。

令和7年9月5日に付託された標記案件を審査するため、9月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

（1）議案第43号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第5号）について、歳入について、主なものは、【11款】地方交付税のうち、1項地方交付税、1目地方交付税では、普通交付税の算定内容等について説明を受けました。

歳出について、主なものは、【2款】総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費、業務委託料では、宿直業務の民間移行に対する基本的な考え方、負担金では、文書管理・電子決裁システムの構築に係る検討内容及び今後の運用費用等について説明を受け、8目情報化推進費の電算管理経費では、金融機関の合併による名称変更等に係る電算システムの改修等に係る増額、7項コミュニティ費、1目コミュニティ施設管理運営費では、権現の湯の湯上がり修繕に関する状況等について説明を受けました。

【5款】農林水産業費のうち、1項農業費、2目農業総務費、農業総務一般経費では、農業の担い手育成を目的に募集する地域おこし協力隊1名分の経費との説明を受

け、3目農業振興費、農業振興経費では、町内農家の農業作業機械等の導入に係る補助金の増額との説明を受けました。

【6款】商業費のうち、2項観光費、3目観光施設費、観光施設管理経費では、女神湖桟橋付近の路上駐車が増加し、交通事故の発生が懸念されるため、既存の駐車場を拡張し、安全性と利用者の利便性の向上を図るとの説明を受けました。

【8款】消防費のうち、1項消防費、4目防災費では、備品購入費についてはJアラート受信機更新による増額補正であるとの説明を受けました。

【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第47号 令和7年度立科町索道特別会計補正予算（第2号）について。スキー場大規模整備事業の進め方の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第48号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について。

白樺湖下水道整備事業について、茅野市が主体となり当町と共同実施する事業であり、スケジュール等の説明を受け、全会一致で可決しました。

(4) 陳情第4号 消費税減税を求める陳情。

原案を賛成少数で不採択としました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長（今井英昭君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 陳情第4号の消費税減税を求める陳情、原案を賛成少数で不採択とされましたけれども、一体どのような議論が交わされたんでしょうか。

議長（今井英昭君） 芝間教男議員。

5番（芝間教男君） お答えいたします。

消費税減税を求める陳情についてであります。今年の7月に行われた参院選、それから国の動向等を見極めるべきという意見、それから消費税減税に代わる財源確保から他税が増額になる懸念から、反対する意見等が出される一方、物価高騰は、町民の影響が大きく、死活問題であること。消費税は、立科町民にも直接影響を与えるものとの、賛成との賛否両論がございました。賛成が2、反対が3により不採択となりました。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、村田桂子社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは、立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件については、審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和7年9月5日に付託された標記案件を審査するため、9月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

（1）議案第42号 立科町高齢者福祉基金条例制定について。

制定の目的は、高齢者福祉の充実であり、具体的な処分方法は現時点では未定であること、また、歳計現金にも運用も可能であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第43号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第5号）について。

歳入について、【15款】国庫支出金のうち、3項委託金、2目民生費委託金では、国民年金事務費委託金であり、対象となるシステム改修の内容について説明を受けました。

歳出について、【4款】衛生費、2項清掃費、1目ごみ処理費では、ごみ収集車に係る修繕料の増額補正との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費、2目事務局費では、交付金の財源が寄附金であることの説明を受け、4項社会教育費、2目公民館費では、集会所整備における建設事業費の増に伴う補助金の増額補正であり、3目青少年育成費では、青少年交流センターのシロアリ駆除対策に伴う修繕料の増額補正との説明を受け、【3款】民生費を含め、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第44号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

歳入について、【5款】繰入金のうち、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金では、前年度繰入金の確定に伴う増額及び前年度普通交付金の精算による雑入の増額により、基金繰入金の減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第45号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

歳入について、【7款】国庫支出金のうち、1目国庫補助金、1目子ども・子育て支援事業補助金では、システム改修費の補助金であり、その内容について説明を受け、また、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でも同様の補助金が計上されているとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第46号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

て。

原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長（今井英昭君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[（なし）の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、村田桂子決算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは、立科町議会決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件については、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

令和7年9月4日付で付託された標記案件を審査するため、9月12日及び9月16日に決算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりです。

（1）議案第49号 令和6年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

水道管の老朽化に伴う不明水の発生状況及び対策等について説明を受け、未処分利益剰余金の処分を含め、原案を全会一致で可決及び認定しました。

（2）議案第50号 令和6年度立科町下水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

特別利益の内容及び滞納整理の状況等について説明を受け、未処分利益剰余金の処分を含め、原案を全会一致で可決及び認定しました。

3、認定第1号 令和6年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、町税の収入未済額、滞納繰越額、滞納整理の状況、ふるさと寄附金の増加要因と財源充当等について詳細な説明を受けました。

歳出では、観光地の廃屋施設解体撤去後の土地利用、消防団員の待遇改善状況、交通安全推進に係る各種補助施策の取組状況、地域・大学連携推進事業「学生アイデアソン」が令和6年度をもって中止となった経緯、ふるさと寄附金の地元産返礼品の確認作業、確保状況、空き家バンク運営の改善状況、地域おこし協力隊の活動実績、地域情報通信設備機器の更新内容、権現の湯の運営状況、障害者福祉事業の現状、新たに設置されたこども家庭センターの利用状況、出産祝金支給状況の取組効果、佐久地域平日夜間急病診療センター負担金の内容、有害鳥獣駆除対策における捕獲実績、都市農村交流施設の改修・ツアーデスク設置による効果、中山間地域農業直接支払事業

交付金の協定集落の現状、陣内森林公园の活用方針、多面的機能支払事業交付金による活動状況、蓼科クロスカントリーコース修繕による効果、Lake Office 女神湖の稼働状況、女神湖体育館ウェブ予約サービスの運用効果、蓼科地区におけるごみの分別状況及び取組状況、可燃ごみの排出量及び処理状況、猫繁殖制限手術費補助金の交付状況、小学校ランチルーム屋根修繕工事の効果、中学校に設置した垂直式救助袋の運用方法、男女共同参画の推進、文化財整理事業の取組状況のほか、各種事業の詳細な内容説明を受けました。

歳入歳出とともに、適正な予算執行を含め、全会一致で確認しました。

以上が認定第1号についてです。

(4) 認定第2号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険税の滞納状況、一般会計繰入金の性質、基金の運用の考え方について説明を受け、全会一致で認定しました。

(5) 認定第3号 令和6年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

後期高齢者医療保険料の滞納状況及びマイナ保険証の登録状況と資格確認書の発行について説明を受け、全会一致で認定しました。

(6) 認定第4号 令和6年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

介護予防事業の取組、介護保険料の算出と基金の運用の考え方について説明を受け、全会一致で認定しました。

(7) 認定第5号 令和6年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

一般会計からの繰入金の内容、リース車両であった圧雪車の払い下げ購入について説明を受け、全会一致で認定しました。

(8) 認定第6号 令和6年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

カメラ調査による不明水流入各所の選定及び対策等について説明を受け、全会一致で認定しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長（今井英昭君） 委員長からの報告を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは、反対討論を行います。

まず、議案第47号 索道事業特別会計補正予算について反対をいたします。

スキー場の索道施設の全面的リニューアルのために、令和7年度の補正予算では8億6,000万円を予算化、南平クワッドリフトの大規模改修などを行い、令和8年度から13年度までの6年間で26億4,000万円の債務負担行為を行い、合計で35億円の大規模改修工事、全面的リニューアル工事が計画され、全面実施を始めるための予算化であります。辺地債、過疎債も使って事業費を捻出するということで、巨額の起債計画で公債費比率は20%近くになるとの見通しもあります。

私は、事故をきっかけに、全面的なリニューアル工事にかじを切ったこの補正予算に反対するものです。これまでも、私は町民に問うべきだということを申し上げてきました。経年劣化に起因する事故をきっかけに、スキー場の在り方を抜本的に考えるよい機会になったにもかかわらず、町長は町民にその是非を問うこともなく、役場職員のみの検討で計画をつくり、予算化に踏み切っています。

国際スキー場で18億、2in1スキー場で16億円の巨額の税が投入される、年間の町財政に匹敵する事業です。このまま2つのスキー場を全面リニューアルして税をつぎ込むことが妥当かどうか、町民に問うべきであります。

町長公約のスキー場を守るやり方は、いろいろあってよいと考えます。町民に問うこともせず予算化し、実行することに対して賛成はできません。この10月からデマンド交通の実証実験が行われますが、新たに小型のワゴン車を用意したり、運転手確保のために事業者支援をしたりなどは見送られました。住民の福祉向上にこそ予算を充てるべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

次に、認定第3号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対、不認定といたします。

令和6年度の後期高齢者医療保険の加入者平均は1,466人で、前年比59人増であり、最高の保険料は73万円に引き上がり、収入未済額は76万円余であります。6年度1人当たり医療費は88万3,649円で、前年より1万4,000円余減り、平均保険料も前年より9,400円下がり、5万5,153円になったとのこと。対象者が増え、所得階層の変化や収納率が99.1%と安定していることが、保険料が下がった原因か、あるいは予防事業の効果か、はつきりとはしませんが、負担が若干軽くなったことは喜びたいと思います。

私の反対の理由は、最も医療のかかる年代ばかりを集めて、しかも当事者である高齢者本人から、収入の有無にもかかわらず保険料を徴収するこの制度の在り方が、年齢による分断と対立をあおる差別的なものだと考えるからです。しかも、2年に一度ずつ保険料を見直し、その割合も増やしていくなど、見せしめ的であります。

7年度は最高税額が80万円に引き上げられています。従来は家族の扶養であった所得の少ない高齢者からも保険料を徴収し、軽減を受けている高齢者は約77%で、制度

として破綻していると考えます。以前のように、年齢による区別をせず、国民健康保険制度に加入すれば、高齢者支援金などという面倒な計算も必要なくなり、事務の軽減にもなります。

後期高齢者医療制度は、高齢になればどれだけ医療費がかかるのか、若年層からの支援がどれほど必要であるかを可視化することで、世代間の対立を引き起こす国民分断の医療制度だと考えます。よって、後期高齢者医療制度そのものに反対し、討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。7番、森澤文王議員、登壇の上、願います。

〈7番 森澤 文王君 登壇〉

7番（森澤文王君） それでは、議案第49号 令和6年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてから、認定第6号 令和6年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、賛成の立場で討論いたします。

例としまして、一般会計の歳入歳出に注目しますと、歳入およそ62億6,000万円、歳出およそ56億2,000万円、差引額6億3,625万5,306円、実質収支額5億468万6,306円、立科町の財政は簡単には赤字にならないということがここでよく分かります。

歳出においては、不用額から事業の執行に問題がなかったかに注目しておりましたが、特に問題がなく、例えば、温暖化対策の補助金の不用額160万円余りは、予算に対しての申請件数が少なかったというもので、不景気の中、積極的に進めることができない事業の残額であると考えられました。その他の不用額は、全体を通しておむね予算より安く事業執行ができていたものと高く評価してよいものと考えております。結果、決算を不認定とし、業務の改善を促す必要は当該年度ではなく、決算の認定は賛成するべきと考えます。

以上、議決及び決算の認定に賛成の討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、反対討論はありませんか。9番、榎本真弓議員、登壇の上、願います。

〈9番 榎本 真弓君 登壇〉

9番（榎本真弓君） 9番、榎本です。陳情第4号 消費税減税を求める陳情について。

この陳情については、総務経済常任委員会において意見が分かれ、不採択となつておりますが、その理由を改めて反対討論で申し上げます。

消費税の減税は、消費が多い世帯に効果があるわけで、より多く消費をすることでの減税効果が大きく、消費者間での不公平が生じることとなります。つまり、低所得世帯や生活困窮者への直接的な支援にはなりづらいということです。

次に、消費税は社会保障の安定財源となっているため、地方交付税など、財政に直接的な影響が出ることになります。自主財源が少なく、交付税に頼っている立科町にとって、また、高齢化率が年々上昇している立科町にとっては、公共サービスを維持

していく必要な財源が減少することとなります。さらに、社会保障財源の不足、この不足を子ども世代や将来世代に、これ以上の負担を押しつけることは避けるべきと考えます。

最後に、短期的に税率を上げ下げすれば、その都度、レジの改修が必要となり、事業者に対し、大きな負担を与えることになります。また、下げた税率を予定どおりに元に戻すことは極めて難しいという考察もあります。社会保障の低下を招かない、地方財政にも影響が出ないよう進めるべきであり、今、国は、この状況、そして国の動向を注視することが賢明な判断と考えます。

毎回申し上げますが、意見書を提出する際は、議員も責任を持つべきであり、住民に聞かれたときにはしっかりと説明すべきであります。

以上の理由から、消費税減税の意見書に反対討論とします。委員会でも大変意見が分かれたと思います。難しい状況は、国のほうでも結果をやはりこれから検討することだと思います。立科町議会が一本の答えを出すということは非常に問題があると考えますので、皆さんの賢明な判断を仰ぎます。

以上、反対討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、賛成討論はありませんか。1番、秦野仁美議員、登壇の上、願います。

〈1番 秦野 仁美君 登壇〉

1番（秦野仁美君） 消費税減税を求める意見書提出に関する陳情について、私は賛成の立場から討論いたします。

皆さん、今、私たちの暮らしはどうでしょうか。電気代、ガソリン代、そして毎日の食卓を支えるお米まで値上がりしています。毎日の食費がかさんで家計が苦しい、そんな声もよく聞きます。そこに重くのしかかるのが消費税です。生活に欠かせない全ての買物に課税され、物価高に比例して負担も増えています。

ここで改めて問います。そもそも消費税は何のために導入されたのでしょうか。社会保障の財源を安定させるためと説明されました。しかし、現実はどうでしょうか。消費税収は一般財源に組み込まれ、全てが年金や医療、介護に使われているわけではありません。税率は3%から10%へと引き上げられましたが、気がつけば年金は減り、医療や介護の負担はむしろ増えています。社会保障のためと言われながら、国民の暮らしは楽になっていません。

さらに、消費税は収入に関係なく一律、低所得の人ほど重くのしかかる不公平な税制です。そして昨年10月から始まったインボイス制度が、中小零細企業やフリーランスに追い打ちをかけています。コロナ後や物価高騰で支援が必要なときに逆に重い課税を課す、これでは地域の商売や労働が破壊されてしまいます。

今、必要なのは、国民の生活と地域を守る一手です。それが消費税の減税です。減税は直ちに手取りを増やし、消費を回復して経済を活性化させます。そして、インボ

スの見直しと併せてこそ、本当に暮らしと町の商売を守る政策になります。

また、この国には税率神話というものがまかり通っています。海外では、ザイム真理教とまで揶揄されていますが、世界の現実はどうでしょうか。税率を上げ過ぎて経済が止まり、税収まで落ち込んだ国が実際に幾つもあります。だからこそ諸外国はその痛い経験を踏まえ、税率を抑える方向へと大きくかじを切りました。ところが、日本では、いまだに増税を進めようとする議員が少なくありません。私は、これこそ世界の流れに逆行する姿勢だと考えます。

さきの参議院選挙で、消費税減税を訴えた政党が議席を伸ばしました。これは国民の声がはっきりと示されたということです。もうこれ以上の負担は耐えられない、消費税を下げてほしい、この切実な叫びに政治は応えなければなりません。

私は自民党に所属する議員です。そして保守の立場に立つものです。しかし、だからこそ申し上げたい。本当の保守とは国民の暮らしを守り、弱い人を助け、社会の安定を築くことです。物価高騰とインボイスの重荷に苦しむ今、消費税減税を実行しないということは、真の保守の姿ではありません。町議会で国のことと言うのはどうかという声もあるでしょう。しかし、消費税は毎日の買物に必ずかかる税金であり、町民の暮らしに直結しています。だからこそ町民の代表である私たち町議会が声を上げ、国に届けることは大きな意味があります。

どうか議員の皆さんも町民の暮らしを守るために、この陳情に賛同していただきたいと願います。小さな町の声であっても、国を動かす力になります。私たち議会からもはっきりと意思を示してまいりましょう。

以上、賛成討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、賛成討論はありませんか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 多岐にわたりますので、少しお時間をいただきますよう、お願いいいたします。

まず、議案第43号 令和7年度一般会計補正予算（第5号）について賛成討論いたします。

この議案は、歳入においては、交付税の減額補正、県の経営体育成交付金2,300万円余の町債、町の民間企業からの700万円の寄附が主たるものです。

歳出においては、まず、電子決裁システムの構築費用を一括支払いすることで、1,700万円余の節税ができるとして予算化されました。町単独での予定の5年間分割合計5,043万円から、県の自治振興組合参加の小規模自治体、5自治体による共同調達での起債を可能にするために、一括での支払いに変わったために2,500万円になりました。これにより、1,700万円余の節税効果が示されました。

また、Jアラートの更新、さらに農業振興費で、コンバイン草刈り機、乾燥施設の購入補助として1,000万円余、女神湖桟橋駐車場の拡幅工事、ごみ収集車1台の修繕費、役場の宿直業務を職員の負担軽減で外部委託する経費、そして寄附金を寄附者の目的に応じて、新たに高齢者福祉基金と教育文化振興協議会への積立てが予算化されました。

また、国民年金では、大学生など特定親族に係る特別控除が新設され、源泉徴収に係るシステム改修も予算化されました。

議論となったのは、農業振興費の農機具、乾燥施設に対する補助金1,000万円余であり、補助率3分の1、施設は2分の1の補助事業は大変ありがたいものであるからこそ、この制度が知られていないことから、もっとPRをして町民に知らせるべきであるという議論でした。

私も同感で、役場担当者は、相談してくれれば有利な補助制度を案内するとの回答でしたが、町の農業者を応援する立場から、有利な補助事業はもっとお知らせすべきだと思います。いずれにしても、必要な事業が予算化されていると考え、賛成します。

次に、議案第44号 国民健康保険特別会計補正予算と第50号 後期高齢者医療特別会計補正予算においては、子ども・子育て支援事業費として、全額国庫負担で電算委託料が予算化されました。国の法律改正による電算委託に支出されるものとしてやむを得ないものと考えますが、子育て事業の財源を捻出するために、全国民に新たな負担を負わせるやり方はあまりにも安易だと思います。詳細は定まっておらず、来年度から開始するためのシステム改修費の予算化だと説明を受けましたが、収入のないゼロ歳から高齢者まで、全ての国民に負担を負わせるのは政治の貧困だと考えます。本来ならば、子育て支援として、歳入確保がなさるべきであると考え、一言申し上げました。

次に、決算の認定について賛成討論いたします。

令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

例を見ない大規模な生活全般にわたる物品やサービス、公共料金の値上げに対して、暮らしを守る政治への要求がかつてなく高まっています。庶民の暮らしを顧みない政権による裏金づくりや権力争いに明け暮れる政争が繰り広げられるさまに、国民の政治への怒りと、変えてほしいとの願いは高まり、政治の抜本的な変革へのマグマは煮えたぎっています。

衆議院選挙では、国民の審判は下り、国民の暮らしと命を守るまともな政治が求められています。政治変革への願いに、最も身近な町政こそが応えていかねばならないと決意を新たにしています。

さて、未曾有の疾病であるコロナ禍に一定の区切りをつけて普通の生活が始まった令和6年度、町行政が町民の暮らしを支え、生きる希望を紡いだのかどうか、各種事業の執行状況を審査しました。3つの観点で審査しました。

第1の観点は、暮らしと子育て応援になったかどうかであります。

各種事業の再開とともに、物価高により痛めつけられた暮らしを支える各種交付金が何度かにわたり、高い執行率で執行されました。当町でも立科応援商品券が取り組まれ、暮らしの一助になったことは評価します。また、子育て支援として、国策により、18歳までに児童手当が増額・拡充し、所得制限も取り払われたことは大きな前進でした。

当町では、保育園の副食費、小学校給食費の完全無償化が進み、さらに大学生への支援として、返さなくてもよい給付型の奨学金制度が、他市町に先駆けて実施されました。10名が対象となりましたが、余力があり、経済的に厳しい家庭への支援としての拡充が望れます。

出産応援給付金、子育て応援給付金に加え、町独自の出産祝い金も歓迎されています。出生率への明確な効果はいまだ見えませんが、私の周囲では、3人目を設ける家庭も散見され、一定の効果があったと評価するものです。

今の若い世代は、子育てにお金のかからない仕組みを用意することが行政の役割ではないかと考えています。希望する家庭には、全て入園を保障している当町の保育行政も大きな安心の一つです。必要な保育士を確保し、ニーズに応えた努力を評価したいと思います。

第2の観点は、暮らしの安心です。平日夜間急病診療センターが、佐久医師会などの協力を得て設置され、平日夜間の急病に対するセイフティーネットが強化されました。

川西日赤病院、佐久医療センターへの運営費補助は、地域医療を支える重要性に応えており、必要な事業でありました。本来なら国の支えがあるべきですが、地方自治体が支えている現状があります。

鳥獣被害対策として、遠隔操作によるおりわなが設置され、効果を上げました。若い担い手によるくくりわななどによる鹿、サル、ハクビシンなどの捕獲頭数が伸びました。消防団員の出動手当が増額され、個人の口座に直接納入されるよう改善されました。

決算委員会では、団長など役職者にも出動手当が支給されていないことも明らかになりましたが、役員手当がつくというものの、改善を望む声も出されました。また、消防設備が更新、実施されました。

コロナの予防接種とともに、町事業で各種健診や6年度に取り組まれた介護予防ドクター事業も、予防効果、健康への関心を高めるために大きな効果を上げたと考えます。国保の保険給付費も減少傾向にあり、要介護者も減るなど、健康づくりへの取組は地味ですが、堅実に取り組まれていることに敬意を表します。

第3の観点は、暮らしの快適さ、地域のにぎわい、共同活動についてです。

猫の繁殖制限の補助事業が大きな効果を上げ、ボランティア団体の活動を支えまし

た。補正が組まれるほどでした。

ごみの減量化が進み、蓼科地区の生ごみの自動消滅機は、年間18トンの削減効果がありました。中山間地域農業支払交付金の活動地域は、23集落あるものの、畠畔、水路などの農業施設、環境の維持管理を担ってきた多面的機能支払交付金の活動地域が8組織、また、河川の維持管理を行うボランティア団体の減少など、地域の共同組織が高齢化により弱体化していることは、町の農業、地域づくりの大きな課題となっていることを指摘したいと思います。また、公民館女性部の激減、老人クラブなど地域の絆づくりが弱っている事態に対して、町のてこ入れが急務であることを指摘したいと思います。

以上、大ざっぱなくくりで6年度事業を概観しましたが、町民のニーズに応え、必要な事業が実施されたと考え、認定するものです。

同時に、気になっていることに、国策によるマイナンバーカードへのひもづけ、事務事業の標準化・統一化などは、国による中央集権化、地方自治の形骸化を招きかねないことを懸念しています。地方自治法の一部改正により、国の指示権が強化され、町行政が国の下請機関として従属させられる危険性を危惧するものです。

以上、令和6年度決算の賛成討論といたします。

最後に、消費税の減税を求める陳情への賛成討論を行います。

このところの物価高騰はとどまるところを知らず、国民の暮らしを圧迫しています。特にガソリンなど燃料費高騰は続き、食料品などの値上げは、この9月にも1,000品目にも及びました。加えて、10%もの消費税が国民生活を圧迫しています。賃金の上昇が物価高に追いつかず、生活は極限まで追い詰められています。物価高から国民の暮らしを守り、景気の低迷を打ち破るためにも、消費税の緊急減税が求められています。消費税を導入した1989年と2025年度とを比べると、GDPにおける税収の割合は変化がありません。しかし、その内訳を見ると、消費税の占める割合が0.9%から現在は5%に、約6倍に増加しています。

その一方で、法人税、所得税、住民税は減少しています。つまり、法人税や所得税の最高税率が下げられており、財源に占める割合は13.9%から10.2%へと減少し、法人税、所得税から消費税へと置き換えられていることが明らかとなっています。つまりは、法人税減税の穴埋めに消費税が使われていることは明らかです。

議論の中で、消費税は町の財源の一部を占める基幹税だから減税には反対との意見もありましたが、消費税を減税すれば重しが軽くなり、消費活動が刺激され、経済活動が盛んになることで、事業税、所得税などの直接税が増えることが予測されます。10月には最低賃金の改定も予測されており、賃金アップと消費税減税がセットになれば、経済活性化の起爆剤にもなり得ます。

また、消費税は福祉の財源になどの政府の言い分をそのまま信頼しておられる発言もありましたが、そもそも消費税は福祉目的税ではなく、一般財源として充てられて

おり、福祉に充てられているとの実態は見受けられません。むしろ低所得者ほどその収入がそのまま支出に充てられることから、低所得者層に重い負担となっている逆進性の強い税金であります。

一方で、輸出により利益を得ている事業者ほど、巨額の消費税が戻されています。物価高騰で庶民の暮らしが押し詰められている今だからこそ、景気浮揚策として消費税を緊急に減税すべきであります。また、減税すれば、小規模業者、零細業者など、またフリーランスなどを苦しめているインボイス制度もなくすことができます。財源については、減税と賃上げとセットの景気浮揚策により、事業税、所得税の增收が図れることと、減税の恩恵を受け巨額の内部留保や配当により莫大な資産を形成している大企業と富裕層に求めるべきであります。

また、年間、令和7年度は8.7兆円に及ぶほどの軍事費、5年間で43兆円という軍事費を見直せば、財源が出てくることも申し添えさせていただきます。

以上、消費税減税を求める陳情への賛成討論といたします。

議長（今井英昭君）ほかに賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから日程第1 議案第42号 立科町高齢者福祉基金条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第43号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第44号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

した。

次に、日程第4 議案第45号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第46号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第47号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第47号は賛成多数で可決されました。

次に、日程第7 議案第48号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第49号 令和6年度立科町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、日程第9 議案第50号 令和6年度立科町下水道事業会計剩余金処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、日程第10 認定第1号 令和6年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第11 認定第2号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第12 認定第3号 令和6年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、認定第3号は賛成多数で認定することに決定されました。

次に、日程第13 認定第4号 令和6年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第14 認定第5号 令和6年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第15 認定第6号 令和6年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第16 陳情第4号 消費税減税を求める陳情を採決します。この採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第4号 消費税減税を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

◎日程第17 諒問第1号

議長（今井英昭君） 次に、日程第17 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。

このたび、人権擁護委員の川合登巳雄氏が、令和7年12月31日をもって任期満了となります。引き続き、人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

川合氏は昭和28年生まれ、牛鹿にお住まいで、文部科学省を退職後、平成29年より人権擁護委員を3期務めております。誠実温厚にして識見が高く、社会的信用も兼ね備えており、人権擁護委員として誠に適任であり、再度推薦することについて、議会のご意見をお伺いするため、お諮りするものであります。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[（なし）の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本件について採決します。この採決は起立によって行います。

本件は適任とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき、意見を求めるについて適任と認めました。

◎日程第18 同意第3号

議長（今井英昭君） 次に、日程第18 同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することとなっておりますので、同意をお願いするものであります。

このたび、教育委員である池田 広氏が、9月30日をもって任期満了となります、引き続き、池田 広氏を教育委員に選任するものでございます。

池田氏は昭和39年生まれ、立科町芦田にお住まいです。大学を卒業後、有限会社菊屋に入社され、現在は代表取締役としてその手腕を發揮しており、平成29年10月から教育委員を務めていただいております。

池田氏は、温厚実直で、立科町商工会青年部長など商工会役員を歴任され、また、立科小学校P T A会長を務められるなど、地域の信頼、人望も厚く、現在も立科教育推進に力を發揮していただいており、引き続き、教育行政に強い使命感を持ち、教育

委員の職に当たっていただけるものと確信をしております。よろしくご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[（なし）の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

田口事務局長、確認願います。着席してください。

全員起立です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎日程第19 発委第7号

議長（今井英昭君） 次に、日程第19 発委第7号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、2時50分から第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員及び理事者、関係職員は参集願います。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催しますので、議員及び理事者は参集願います。再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。休憩に入ります。

(午後2時39分 休憩)

(午後2時55分 再開)

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程にお手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[（異議なし）の声あり]

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第51号

議長（今井英昭君） 追加日程第1 議案第51号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第51号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、この補正予算は予備費で調整をすることから、歳出のみの計上であって総額の増減はございません。本日提出、立科町長。

2ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳出と歳入歳出予算事項別明細書の歳出の総括となります。

3ページをお願いします。歳出について説明いたします。

6款2項1目観光総務費では、索道事業特別会計におけるスキー場大規模整備事業に係る仕様書作成等支援業務経費の計上に伴う繰出金690万円の増額計上をいたしました。

12款予備費は、690万円を減額し、歳出の調整をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから追加日程第1 議案第51号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） この補正予算は、スキー場の大規模改修の施工業者を決めるための仕様書の作成業務だということの、そのためのお金として一般会計から繰り出すという内容でした。しかば、ここの仕様書の作成業務に当たる業者の選定というものはどのようなものなのか、一般競争入札なのか、そこら辺は、ご説明お願いします。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） お答えをいたします。

今回、スキー場大規模整備事業に係る仕様書の作成等の支援業務ということでございます。こちらのほうの仕様書の作成支援及びプロポーザルの審査会への有識者としての参画という形で考えておりますが、なかなかこの索道事業の業界におきまして、コンサル業者のほうが数が少なくて、なかなか、今回ご相談している業者も、やっと

見つけたところでございます。

今後の契約の方式におきましては、入札、随意契約等を考えながら、財政係等と相談して決めていきたいと考えておりますが、現状、業界のほうでもかなり業者が少ない状況がありますので、それも踏まえまして検討しながら、業者選定を進めていきたいと考えております。

以上になります。

議長（今井英昭君） 8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 仕様書の作成をする業者そのものも大変少ないと、場合によったら隨契だというお話でした。監査委員さん、いらっしゃいますので、その件についてのご見識をお伺いしたいと思います。

またもう一つは、コンサルと建設の実施、工事を行う業者さんとの関係というか、非常に公平性でなくてはいけないと思うんですが、この問題について、公平性の担保というのをどのようにお考えになるか、お願いします。

議長（今井英昭君） 議事整理のため、暫時休憩とします。

（午後4時00分 休憩）

（午後4時01分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

今の状況でございますが、財務規則等にのっとって、入札、隨契、判断していくたいと思います。

以上です。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） お答えをいたします。

今回の仕様書等の支援をしていただく業者におかれましては、プロポーザルの選定のほうにも参画をしていただく予定でございますので、これは実際に、プロポーザルのほうに参加される事業者とのつながりというのは、限りなくなければ公平性が担保できませんので、その辺は十分注意して選定してまいりたいとございます。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。9番、榎本真弓議員。

9番（榎本真弓君） 9番、榎本です。今回、その次もそうですけれども、追加という形で議案が提出をされています。これがなぜ追加という状況になってしまっているのか、やはりきちんととした提出期日があったはずですが、そのあたりの答弁、お願いいたします。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） お答えをいたします。

そもそもプロポーザルで事業者を決めていこうという方針を出した中で、やはりその専門的な知見がなければ、仕様書等の作成は厳しいだろうということで、内部で検討してまいりました。

それで、業者がやはりいないんですね。いろいろなところを探して見つけてきて、なおかつその業者の方に私たちの要望を伝えながら、実際、その支援をしていただけたかという交渉を実はしてまいりました。それで、本当に最終的な決断、業者の方が支援をしていただけるだろうという話になったのが、もう補正予算を提出した後ということだったので、この辺はちょっと、大変申し訳ございませんが、そのような状況で今回の時期になってしまったということになります。

以上になります。

議長（今井英昭君） 9番、榎本真弓議員。

9番（榎本真弓君） 今回の補正もそうですが、その次のときに質問してもいいんですけど、索道事業は大変議会の中でも意見が分かれるところあります。それに対する議案ということになりますので、きちんと日程を幅広く持った状態で出すのが本筋ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） お答えをいたします。

議員さんの言うことがごもっともだと思っております。どうしても、丁寧な説明に努めてまいりたいということで、全協等でも説明をしておるところですが、今回に関しては、どうしても相手方があることでございますので、今後はちゃんと日程を図りながら事業を推進していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

[（なし）の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[（なし）の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[（異議あり）の声あり]

異議あり。

本件の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第51号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第6号）について賛成多数で可決されました。

◎追加日程第2 議案第52号

議長（今井英昭君） 追加日程第2 議案第52号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原産業振興課長、登壇の上、願います。

産業振興課長（篠原英男君） 議案第52号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ690万円を追加し、予算の総額を11億14万5,000円とするものです。本日提出、立科町長。

2ページ目をご覧ください。2ページ目は、第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

3ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

4ページをご覧ください。まず、歳入になります。

2款繰入金は、スキー場大規模整備事業に係る仕様書作成等支援業務委託料として690万円増額するものでございます。

次に、歳出になります。

1款1項索道事業費、1目リフト事業費では、今定例会に上程しておりました補正予算をお認めいただきましたので、その後、スキー場大規模整備事業について、プロポーザル方式により、事業者の選定を予定しております。その際、索道施設の改修等には技術的な専門知識が必要なことから、プロポーザル仕様書の作成等に危険を有する事業者から支援及び助言を受けるため、690万円増額するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（今井英昭君） これから、追加日程第2 議案第52号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[（なし）の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[（なし）の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議あり）の声あり〕

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、議案第52号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）については、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第3 発議第4号

議長（今井英昭君） 追加日程第3 発議第4号 消費税減税を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。田口事務局長。

議会事務局長（田口 仁君） それでは、意見書の朗読をいたします。

裏面をご覧ください。

消費税減税を求める意見書（案）でございます。

国内外の様々な要因で物価高騰が続いている、国民生活は困難の度を増しています。消費税は生活にかかる支出全般に負担がかかる税金なので、物価高騰により消費税負担も増えています。物価高騰に対する国民生活への支援として緊急に消費税の減税を実行するべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により消費税の減税をするよう意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣宛て、議長名の発出でございます。

以上です。

議長（今井英昭君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、今井健児議員。

4番（今井健児君） 4番、今井健児です。ただいまの事務局長の朗読のとおりです。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号 消費税減税を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）（異議あり）の声あり〕

本案の採決は起立により行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、発議第4号 消費税減税を求める意見書の提出については、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第4 報告第10号

議長（今井英昭君） 追加日程第4 報告第10号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

本案について報告を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 報告第10号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、立科町長。

1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決することができる事項として議決されています。この損害賠償額の決定について、9月3日に4件、それぞれ専決処分を行いましたので、議会に報告申し上げます。

裏面以降は専決処分書になりますので、1ページをお願いします。1件目は、1、損害賠償の額は2万9,524円。2、損害賠償の相手方は記載のとおりです。3、事故の概要是、令和7年7月26日午前5時40分、役場駐車場において職員が草刈り業務を行っていたところ、飛び石により、軽自動車の左後部窓ガラスを損傷した物損事故です。

2ページ、2件目は、1、損害賠償の額は4,175円。2、損害賠償の相手方は記載のとおりです。3、事故の概要是、令和7年7月17日午後4時5分、町道町古町線を走行中、陥没により、左後輪タイヤを損傷した物損事故です。

3ページをご覧ください。3つ目は、1、損害賠償の額は5万9,763円。2、損害賠償の相手方は記載のとおりです。3、事故の概要是、令和7年7月20日午後2時、町道夕陽の丘公園線を走行中、陥没により、左前輪タイヤ、ホイールを損傷した物損事故です。

4ページ、4件目は、1、損害賠償の額は2万8,255円。2、損害賠償の相手方は記載のとおりです。3、事故の概要是、令和7年7月19日午後2時40分、町道夕陽の丘公園線を走行中、陥没により、左前輪タイヤを損傷した物損事故です。

この4件の損害賠償に係る費用は、町が加入する保険により補填されます。

報告については以上でございます。

議長（今井英昭君） これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和7年第3回立科町議会定例会を閉会とします。

理事者、関代表監査委員、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

(午前4時18分 閉会)